

2021年10月20日

「消費者契約に関する検討会報告書」に関する意見

日本生活協同組合連合会
常務理事 二村 睦子

消費者が事業者との健全な取引を行う上で、消費者契約法は安全・安心な生活を送るためのセーフティネットとしての重要な機能を担っています。「消費者契約に関する検討会」が社会経済情勢の変化に対応し、消費者契約法の機能強化をはかるべく報告書を取りまとめたことに敬意を表します。報告書に記載された「考えられる対応」の方向性に賛成し、次期通常国会での法制化を求める立場から、以下意見を申し述べます。

1. 消費者の取消権について (1) 困惑類型の脱法防止規定

(意見の内容)

困惑類型の脱法防止規定を設けることに賛成します。今後は、今回受皿規定の対象とされた4つの類型以外についても、より包括的な脱法防止規定を検討してください。

(意見の理由)

消費者契約法には本来、消費者取引を包括的にカバーすることが求められますが、事業者の威迫による言動や執拗な勧誘行為は不当な行為であるにもかかわらず、現行法では救済の対象にあたるかが明確とはいえませんでした。今回、第4条第3項で規定した8つの類型のうち、不退去(第1号)、退去妨害(第2号)、契約前の義務実施(第7号)及び契約前活動の損失補償請求(第8号)の4つに対する受け皿規定として、消費者に心理的な負担をかける等の事業者の不当な行為により、契約を締結するつもりがないのに困惑して契約をしてしまった場合などに取消権を付与することは、消費者の救済の対象を広げるものであり、大変重要です。今後は、今回受皿規定の対象とされた4つの類型以外についても、より包括的な脱法防止規定を検討してください。

1. 消費者の取消権について (2) 消費者の心理状態に着目した規定

(意見の内容)

消費者の意思決定が歪められた場合における消費者の取消権を設けることに賛成します。

(意見の理由)

消費者取引においては、消費者が慎重に検討する機会が担保されるべきですが、消費者の検討時間を制限して焦らせる、広告とは異なる内容の勧誘を行って不意を突くなどの事業者の行為により、本来不必要な契約をしてしまう類のトラブルを救済できるようにすることは重要であり、賛成です。「過大な期待を抱かせる等の単なる意識の高ぶりを超えて高揚感をあおる行為」なども消費者にとっては不要な契約締結の原因となる勧誘行為であり、これらも取消対象となるよう、包括的な規定とすることを求めます。

1. 消費者の取消権について (3) 消費者の判断力に着目した規定

(意見の内容)

判断力の低下した消費者に取消権を措置することに賛成します。いわゆる「つけ込み型」勧誘の幅広い救済につながるよう、包括的な要件とすることを求めます。

(意見の理由)

報告書の「判断力の著しく低下した消費者が、自らの生活に著しい支障を及ぼすような内容の契約を締結した場合における取消権を定めることが考えられる」という対応は、現行法よりも救済の幅を広げるものであり、賛成です。救済の幅を担保する上では、「自らの生活に著しい支障」などの要件が限定的なものにならないようにする必要があります。また、「つけ込み型」勧誘の幅広い救済につながるよう、生活に著しい支障を及ぼす契約のみならず、対価的に不均衡な契約や、当該消費者の契約目的と合致しないような内容の契約も対象とすべきと考えます。

2. 「平均的な損害」について (1) 「平均的な損害の額」の考慮要素の列挙

(意見の内容)

「平均的な損害の額」を算定する際の考慮要素を列挙することに賛成します。

(意見の理由)

「平均的な損害」を算定する際の主要な考慮要素として、当該消費者契約における商品、権利、役務等の対価、解除の時期、当該消費者契約の性質、当該消費者契約の代替可能性、費用の回復可能性などを列挙することは、消費者が具体的に主張立証すべき対象の明確化につながることから、賛成です。

2. 「平均的な損害」について (2) 解約時の説明に関する努力義務の導入

(意見の内容)

事業者に違約金条項について不当でないことを説明する努力義務を課すことに

賛成します。

(意見の理由)

消費者が事業者に対して違約金条項についての説明を求めた際に、違約金条項が不当でないことの理由・背景や、その理由として考慮要素や算定基準も含めた「平均的な損害」の額との差について、説明を受けられることは重要であることから、解約時の説明に関する努力義務の導入に賛成します。

2. 「平均的な損害」について (4) 立証責任の負担を軽減する特則の導入

(意見の内容)

立証責任の負担を軽減する特則を導入することに賛成します。

(意見の理由)

違約金の額・算定根拠に関する情報は事業者側にしか存在しないことから、「平均的な損害」の額に関する違約金条項の効力に係る訴訟において、主張立証の負担の軽減を図るために、積極否認の特則の規定（事業者が、その相手方が主張する「平均的な損害」の額を否認するときは、その事業者は自己の主張する「平均的な損害」の額とその算定根拠を明らかにしなければならないこととする規定）を設けることに賛成します。

2. 「平均的な損害」について (5) 将来の検討課題

(意見の内容)

「平均的な損害」の額の立証責任の転換について、引き続き検討してください。

(意見の理由)

消費者と事業者間の情報力・交渉力格差をふまえると、そもそも消費者に「平均的な損害」の額の立証を求めること自体に問題があると考えます。

3. 不当条項等について (1) サルベージ条項

(意見の内容)

「法律で許される範囲において」と書けば一切免責されるような契約条項は不当であり、サルベージ条項によっては免責の効果を生じないこととする規定を設けることに賛成します。

(意見の理由)

契約条項は本来、消費者にとって明確・容易であるべきです。「法律で許される範囲において」という文言は契約内容の不透明さという点で問題があり、これでは消費者に免責の範囲が分かりません。このことから、サルベージ条項によっては免責の効果を生じないこととする規定を設けることに賛成します。

3. 不当条項等について (4) 消費者の解除権に関する努力義務

(意見の内容)

消費者の解除権に関する努力義務規定を設けることに賛成します。

(意見の理由)

契約を締結するときと同様に解除するときに関しても、消費者に過剰な負担がかからず、円滑に解除権の行使ができることが求められます。このことから、消費者の解除権に関する努力義務規定を設けることに賛成します。

4. 消費者契約の条項の開示について (2) 適格消費者団体の契約条項の開示請求

(意見の内容)

適格消費者団体が契約条項の開示を請求できるようにする規定を設けることに賛成します。

(意見の理由)

適格消費者団体の実務において、事業者が契約条項の開示を拒否される実態があることをふまえると、開示請求規定を設ける必要があると考えます。

5. 消費者契約の内容に係る情報提供の努力義務における考慮要素について

(意見の内容)

消費者契約の内容に係る情報提供の努力義務における考慮要素として、「年齢」を加えることに賛成します。

(意見の理由)

消費者が若年者であるまたは高齢者であるという意味で、消費者の「年齢」は理解の不十分さを伺わせる1つの手がかりになることから、「知識及び経験」に加えて、「年齢」についても情報提供の努力義務における考慮要素とすることに賛成です。

以上